

岐阜イノベーション工房2019運営管理委託業務
プロポーザル募集要項

平成31年2月8日

情報科学芸術大学院大学（岐阜県商工労働部）

第1	募集の内容	3
1	委託業務名	
2	業務内容	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	応募に係る事項	4
1	参加資格	
2	企画提案書の作成	
3	応募の手続等	
第3	提案評価に係る事項	9
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
第4	選定に係る事項	9
1	最優秀提案者の選定	
2	提案者が1者又は無い場合の取扱い	
3	選定結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	10
第6	その他	10
第7	問い合わせ先及び各種書類の提出先	11
別表	評価項目及び評価基準	12

岐阜イノベーション工房2019運営管理委託業務プロポーザル募集要項

本事業は、「平成31年度岐阜県予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。

そのため、岐阜県の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

岐阜県は、科学的知性と芸術的感性の融合を目指す情報科学芸術大学院大学（Institute of Advanced Media Arts and Sciences [IAMAS]）を設置しています。

本学では、平成30年度（2018年度）から、IAMASで培われた知見の中で新規事業創出に活かせる部分を短期間で学べるよう再編成した「岐阜イノベーション工房」を開始しました。

この「岐阜イノベーション工房」は、I o T・A I・デジタル設計／製造など、急速に浸透しつつある技術の世界的な変化およびその本質を学び、自ら製品・サービスのアイデアを創出し、プロトタイプをつくるまでを体験することにより、イノベーション創出に取り組める人を育成するプログラムです。初年度においては、本学がこれまでに確立してきた、デザイン思考とシステム思考に関する知見の中で、製品・サービスの開発に応用できる部分を短期集中の演習プログラムで学び、その後の実習プログラムで深めました。

このたび、平成31年度（2019年度）の事業実施にあたり、より効率的・効果的に運営管理を行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜イノベーション工房2019運営管理委託業務

2 業務内容等

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から平成32年（2020）年3月30日までの間

4 委託費の上限

7,199,736円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定対象外とします。

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であって、次の(1)から(11)までのすべての要件を満たしていることとします。

(1) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 役員に、次のア又はイに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者。（同法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 評価会議の日において、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

(9) プロポーザル参加申込の日において、県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

(10) 国又は地方自治体並びに独立行政法人若しくはこれに類する団体から受託して、本事業に類する事業の実施業務を行った実績があること。

(11) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置く者であること。

2 企画提案書の作成

「岐阜イノベーション工房2019運営管理委託業務企画提案書作成について」（様式中に説明）を参照し、募集要項、評価項目及び評価基準、仕様書を参考に、以下の点に留意の上、企画提案書を具体的かつ簡潔にわかりやすく記載してください。

[業務委託の内容]

- (1) 事業の実施方針
 - (ア) 岐阜県内企業の新規事業創出の現状、課題
 - (イ) 本事業で達成すべき内容
- (2) 事業の実施計画
 - (ア) 本事業全体の運営管理業務
 - (イ) 本事業に関する知的財産権の監督・調整業務
 - (ウ) 参加者募集事務及び啓発業務
 - (エ) 基礎演習プログラムの企画運営管理業務
 - (オ) 演習プログラムの運営管理業務
 - (カ) 実習プログラムの運営管理業務
 - (キ) 自主企画プログラムの企画運営管理業務
 - (ク) 意見交換会の企画運営管理業務
 - (ケ) 成果報告会の企画運営管理業務
 - (コ) 事業内容の記録・啓発業務
 - (サ) 事業成果の普及啓発業務

[留意事項]

- ・企画提案書の作成にあたり、A4用紙20枚以内（様式2及び別紙1～3は含みません。A3用紙は2枚換算とします。）、文字サイズは原則10ポイント以上とし、ページ数を入れて作成してください。
- ・①様式2、②企画提案書、③別紙1～3の順に調製してください。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- ・業務実施におけるスケジュールを記載してください。
- ・スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「委託業務の内容」に記載されている業務の項目について、その工程をわかりやすく明示してください。
- ・業務実施体制については、本事業の目的を達成するために必要なスタッフの実績、能力、保有資格等も含め、できる限り具体的に記載してください。
- ・提案者の実施能力については、以下の項目に沿って作成してください。

(1) 経営基盤

直近3事業年度の経営成績及び財政状態について記載してください。

(2) 業務実績

本事業に類する業務の実績について記載してください。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

①募集要項等の公表・配布	平成31年2月8日(金)～平成31年3月7日(木)
②募集要項等に関する質問書受付	平成31年2月8日(金)～平成31年3月7日(木)
③プロポーザル参加申込受付期間	平成31年2月8日(金)～平成31年3月7日(木)
④企画提案書の受付期間	平成31年2月8日(金)～平成31年3月14日(木)
⑤プロポーザル評価会議	平成31年3月22日(金)午後(予定)
⑥選定結果の通知・公表	平成31年3月下旬～4月中旬(予定)

※配布及び受付日は、岐阜県の機関の休日を除きます。

(2) 募集要項等の公表・配布及び関係資料の閲覧

① 配布日時

平成31年2月8日(金)～平成31年3月7日(木)

平日の午前8時30分～午後5時15分

② 配布場所

情報科学芸術大学院大学事務局教務課教務係

(〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地7

ソフトピアジャパンセンター2階)

※募集要項等は、岐阜県公式Webサイトに掲示します。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

※郵便等での配付は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

平成31年2月8日(金)～平成31年3月7日(木)

③ 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問がある場合は、質問書(様式3)を情報科学芸術大学院大学事務局教務課あてにFAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。

※電子メール送信の際は、件名に「岐阜イノベーション工房2019運営管理委託業務プロポーザルに係る質問」と記した上で送信してください。

FAX: 0584-75-6637

電子メールアドレス: jimukyoku@ml.iamas.ac.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、順次、岐阜県公式Webサイト内の以下のページにて公開します。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

平成31年2月8日(金)～平成31年3月7日(木)

② 提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加申込書(様式1)を、情報科学芸術大学院大学事務局教務課まで持参又は郵送により提出してください。なお、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※持参による受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、平成31年3月7日(木)必着となるように送付してください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

平成31年2月8日(金)～平成31年3月14日(木)

② 提出書類

以下の書類を提出してください。

ア 企画提案書(様式2を含む。)

イ 見積書(見積内訳書を含みます。)(別紙1)

ウ 法人等概要書(別紙2)

エ 誓約書(別紙3)

※ 岐阜県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合があります。

③ 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

④ 提出方法

情報科学芸術大学院大学事務局教務課あてに持参又は郵送により提出してください。なお、電子ファイルでの提出は受け付けません。

※持参による受付は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。

※郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、平成31年3月14日(木)必着となるように送付してください。

(6) 参加に際しての注意事項

① 失格(無効)事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

キ 最優秀提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権及び特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（極めて軽微なものを除きます。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全てプロポーザル参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書等の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後3時までに、プロポーザル参加辞退届（様式4）を情報科学芸術大学院大学事務局教務課に持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、電話、FAX又は電子メールによる連絡はご遠慮ください。）

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

② 提案金額の記載にあたり、見積額に平成31年9月30日までの業務内容に係る金額については当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額（以下「端数切捨て」といいます。））を、平成31年10月1日からの業務内容に係る金額については当該金額の100分の10に相当する額（端数切捨て）をそれぞれ加算した金額の合計額をもって提案金額とするので、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、平成31年9月30日までの業務内容に係る金額の108分の100に相当する額と、平成31年10月1日からの業務内容に係る金額の110分の100に相当する額との合計額を記載してください。なお、提案金額を確認するため、時期ごとの内訳がわかる書類を併せて添付してください。

③ 欄外には、「情報科学芸術大学院大学 学長 三輪眞弘」宛に、法人等名、所在地、代表者役職・氏名を記載し、代表者の印鑑を押印してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、岐阜県が別に定める構成員により組織された「岐阜イノベーション工房2019運営管理委託業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」といいます。）が行います。

なお、評価会議では、下記3に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

開催日時：平成31年3月22日(金)午後（予定）

開催場所：ソフトピアジャパンセンター4階（予定）

企画提案の所要時間（1提案者あたり）：

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・評価会議構成員からの質疑 15分程度

注意事項：

- ・評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されていることが必要です。評価会議が3月下旬に開催される場合は、遅くとも、2月20日(水)までに入札参加資格審査申請を完了し、審査を受ける必要があります（毎月20日までに審査を受けた場合、翌月1日に名簿登載されます。）。申請にあたっては「手引き」及び「よくある問い合わせ」をご確認ください。

（参考）「入札参加資格審査のご案内」

(https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/11113/index_7363.html)

- ・開催日時及び開催場所、プレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・評価会議の参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書受付期限までに提出した資料のみで、プレゼンテーションを行ってください。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

岐阜県は、基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の評価点の合計が同じである者が複数ある場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、各評価会議構成員の評価点の合計及び提案金額が同じである者が複数ある場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

2 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価会議構成員の総評価点が基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として選定します。基準点に満たない場合、または提案者が無い場合には、再度公募を実施します。

3 選定結果の通知及び公表

最優秀提案者を選定後、速やかにプロポーザル参加者に通知するとともに、次の内容を岐阜県公式Webサイト上で公表します。電話等による問い合わせには応じません。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（評価点順、提案者の名称は秘匿）
※ただし、提案者が2者の場合は、競争上の地位に配慮し、公表しません。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と岐阜県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と岐阜県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、岐阜県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と岐阜県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限ります。）と協議を行うこととします。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

情報科学芸術大学院大学事務局教務課教務係

〒503-0006 岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地7

ソフトピアジャパンセンター2階

TEL : 0584-75-6641

FAX : 0584-75-6637

電子メールアドレス : jimukyoku@ml.iamas.ac.jp

別表 1

評価項目及び評価基準

プロポーザル評価は、以下の評価項目・配点で実施し、1.～3.の方法で評価点を算出します。

なお、構成員一人あたりの満点は260点とし、各構成員の採点数の合計が6割以上（156点以上）であることを最低基準とします。

評価項目・評価基準		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1. 業務の実施方針に関する評価（15点）						
(1) 業務の実施方針 15点	① 岐阜県の新規事業創出の現状や課題を熟知し、本事業で達成すべき業務内容が理解されているか。	10	8	6	4	2
	② 本事業の趣旨及び達成目標を正しく理解した上で、全体計画及び実施方針が示されたか。	5	4	3	2	1
2. 業務の実施計画に関する評価（230点）						
(1) 事業全体の運営管理業務 10点	① 全体計画には全ての業務が掲載され、参加者の負担を考慮した妥当なスケジュールとなっているか。また、その実効性は十分に示されたか。	10	8	6	4	2
(2) 知的財産権の監督・調整業務 10点	① 本事業の趣旨を正しく理解した上で、同意書等の作成や期間中に発生する知的財産を適切に扱うなど業務を遂行することが期待できるか。	10	8	6	4	2
(3) 参加者募集事務等の業務 25点	① 参加者募集事務の遂行能力は十分か。	5	4	3	2	1
	② 本事業の趣旨を正しく理解し、事業説明会の開催や面談等に対応できる経験や能力が具体的に示されたか。	15	12	9	6	3
	③ 参加者確保に向けた具体的な方法が提示され、実効性が期待できるか。	5	4	3	2	1
(4) 基礎演習プログラム企画運営管理業務 35点	① 本事業の趣旨を正しく理解し、時勢を捉えた的確かつ魅力的なカリキュラム・講師が具体的に提案されたか。	15	12	9	6	3
	② 円滑な運営管理に必要な人員体制・能力が示されたか。	10	8	6	4	2
	③ 会場、機材、教材等の事前準備について、調達・調整能力は十分か。	10	8	6	4	2

(5) 演習プログラム 運営管理業務 35点	① 本事業の趣旨を正しく理解し、講師のアシストに必要な能力が十分に示されたか。	10	8	6	4	2
	② 円滑な運営管理に必要な人員体制・能力が示されたか。	10	8	6	4	2
	③ 会場、機材、教材等の事前準備について、調達・調整能力は十分か。	5	4	3	2	1
	④ 外部講師、協力者及び技術スタッフの確保水準は妥当か。	10	8	6	4	2
(6) 実習プログラム 運営管理業務 40点	① 本事業の趣旨を正しく理解し、岐阜イノベーション工房2019コース参加者が自社内で開発を進めるための支援体制が十分に示されたか。	20	16	12	8	4
	② 参加者の目標設定を確実にを行うなど、達成に向けた支援方法は的確か。	10	8	6	4	2
	③ 参加者の所属する企業等と綿密な連携を図るなど、取り組みを進める上での環境づくり方法が提案されているか。	10	8	6	4	2
(7) 自主企画プログラム企画運営管理業務 30点	① 本事業の趣旨を正しく理解し、時勢を捉えた的確かつ魅力的な企画が提案されたか。	10	8	6	4	2
	② イノベーション創出に挑戦する風土を岐阜県内に醸成するための提案となっているか。	15	12	9	6	3
	③ 円滑な運営管理に必要な人員体制が示され、その能力・経験は十分か。	5	4	3	2	1
(8) 意見交換会の企画運営管理業務 10点	① 参加者の意欲や参加者間の交流が促進されるような効果的かつ魅力的な企画が提案されたか。	5	4	3	2	1
	② 会場、機材、教材等の事前準備について、調達・調整能力は十分か。	5	4	3	2	1
(9) 成果報告会の企画運営管理業務 10点	① 事業成果を周知し、事業目的を広く啓蒙するに相応しい魅力的な企画が提案されたか。	5	4	3	2	1
	② 会場、機材、教材等の事前準備について、調達・調整能力は十分か。	5	4	3	2	1
(10) 事業内容の記録・啓発業務 15点	① 本事業の写真撮影及び動画撮影について、十分な能力を持ったスタッフの確保が期待できるか。	5	4	3	2	1
	② 本事業の趣旨を正しく理解し、各プログラム等のレポートのほか、事業評価の方法は十分に提示されたか。	10	8	6	4	2
(11) 事業成果の普及啓発業務 10点	② 本事業の成果を把握するための事業評価の方法は十分に提示されたか。	5	4	3	2	1
	③ 本事業の趣旨を啓発し、今後に活かす事業成果報告書の必要性を正しく理解し、業務遂行が期待できるか。	5	4	3	2	1

3. 業務の実施体制等に関する評価（15点）						
(1) 業務実施責任者の能力 10点	① 業務実施責任者は、責任者として必要な知識、経験、資格等を有し、調整能力の高い者であるか。	10	8	6	4	2
(2) 事業費に関する提案 5点	① 価格の点で優れた提案となっているか。また、事業費の積算は妥当か。	5	4	3	2	1

(最高点260点～最低点52点)

○評価基準について

非常に優秀	通常の想定を超える卓越した提案内容
優秀	通常想定される提案としては最適な提案内容
普通	概ね妥当な提案内容
やや劣る	期待した水準を下回っている提案内容
劣る	記載がない、又は不十分な提案内容